

大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定により届出のあった下記の店舗計画について、同法第 8 条第 2 項の規定により意見書の提出がありましたので、同条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、縦覧に供します。

令和 5 年 5 月 30 日

仙台市長 郡 和子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアモリ西中田店
仙台市太白区西中田三丁目 5 番 4

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬
福岡県朝倉市一木 1148 番地の 1

3 意見書の概要

(1) ア 右折入庫、右折出庫対策について

当初要望していた、店舗駐車場への右折入庫や右折出庫を物理的に制限するための県道へのセンターポールや道路鉤の設置に至っておらず、安全上の対策が不十分である。センターポールとならずとも道路鉤の設置により、右折入庫や右折出庫を心理的障壁として効果的に抑制できると考える。

イ 出店計画について

9 月の営業開始ありきで計画が進められていることへ不信感がある。上記の交通に関わる懸念について物理的で効果のある対策を営業開始前に実施してもらいたい。

(2) ア 右折入庫、右折出庫対策について

県道仙台館腰線を名取から仙台方面へ向かう車が右折入庫する場合と店舗から仙台方面へ右折出庫する場合、交通量が多く渋滞する可能性があること、通学する児童に対して危険であること、緊急車両の妨げになること、店舗前にバス停があり乗降者の利用時間の遅延につながることから、県道からの右折入出庫を禁止するポストコーンの設置を希望する。

また、設置者は県道に道路鉤を設置する予定はあるのか聞きたい。

イ 設置者は、名取方面から信号機を右折して店舗北側の出入り口から入店させると説明しているが、この道路は道幅が狭く電柱もあることから、普段から通行する車両はほとんどない。子どもや高齢者に安全な生活道路としていただきたい。

4 縦覧場所

仙台市青葉区国分町 3-6-1
仙台市経済局産業政策部商業・雇用支援課

5 縦覧期間

令和5年5月30日から令和5年6月30日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

（経済局産業政策部商業・雇用支援課）